

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

### 一 目的に関する事（第一条関係）

この法律は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものとする事。

### 二 定義に関する事（第二条関係）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものとする事。

(一) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(二) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものとする。

(一) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(二) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいうものとする。

と。

4 「個人情報データベース等」の定義から利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除くものとする。

5 「個人情報取扱事業者」の定義からその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く旨の規定を削るものとする。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいうものとする。

7 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを事業の用に供している者をいうものとする。

### 三 国及び地方公共団体の責務等に関すること（第二条関係）

政府は、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 四 個人情報取扱事業者の義務に関すること（第二条関係）

##### 1 利用目的の特定

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

##### 2 適正な取得

個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならないものとする。

##### 3 データ内容の正確性の確保等

個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならないものとする。

##### 4 第三者提供の制限

(一) 一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨の規律について、当該規律の対象となる個人データから要配慮個人情報を除く

とともに、当該規律により個人データを提供するためには、一定の事項を個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないものとする。

(二) 個人情報保護委員会は、(一)の届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならないものとする。

#### 5 外国にある第三者への提供の制限

個人情報取扱事業者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、一定の場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないものとする。

#### 6 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないものとする。

#### 7 第三者提供を受ける際の確認等

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認するとともに、当該個人データの提供を受けた年月日等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないものとする。

## 8 開示等

(一) 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができるとともに、一定の場合において、当該保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止を請求することができるものとする。

(二) 本人は、(一)による請求に係る訴えを提起しようとするときは、一定の場合を除き、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができないものとする。

## 五 匿名加工情報取扱事業者等の義務に関すること（第二条関係）

## 1 匿名加工情報の作成等

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報の作成等について、次のとおり行うものとする。

(一) 匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならないものとする。

(二) 匿名加工情報を作成したときは、加工の方法に関する情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならないものとする。個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならないものとする。

(三) 匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないものとする。

## 2 匿名加工情報の提供

匿名加工情報取扱事業者（匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者を含む。4において同じ。）は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならないものとする。

### 3 識別行為の禁止

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。）を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、加工の方法に関する情報等を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないものとする。

### 4 安全管理措置等

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自

ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならぬものとする。

## 六 監督に関すること（第二条関係）

1 個人情報取扱事業者の監督を行う主体を主務大臣から個人情報保護委員会に改めるとともに、匿名加工情報取扱事業者の監督を個人情報保護委員会が行うものとする。

## 2 報告及び立入検査

個人情報保護委員会は、一定の場合において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、検査させる等することができるものとする。

## 3 指導及び助言

個人情報保護委員会は、一定の場合において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができるものとする。

#### 4 権限の委任

個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、2による権限を事業所管大臣に委任することができるものとする。

#### 5 事業所管大臣の請求

事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

#### 七 民間団体による個人情報の保護の推進に関すること（第二条関係）

1 認定個人情報保護団体の認定及び監督を行う主体を主務大臣から個人情報保護委員会に改めるものとする。

#### 2 個人情報保護指針

(一) 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、消費者の意

見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならないものとする。

(二) 認定個人情報保護団体は、(一)により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならないものとする。

(三) 個人情報保護委員会は、(二)による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならないものとする。

## 八 個人情報保護委員会に関すること

### 1 設置（第一条関係）

内閣府設置法の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄に属する個人情報保護委員会を置くものとする。

### 2 任務（第一条関係）

委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊か

な国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とするものとする。

### 3 所掌事務（第一条及び第二条関係）

委員会は、2の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (一) 基本方針の策定及び推進に関すること。
- (二) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（(四)に掲げるものを除く。）。
- (三) 認定個人情報保護団体に関すること。
- (四) 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- (五) 特定個人情報保護評価に関すること。
- (六) 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

- (七) (一)から(六)までに掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- (八) 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- (九) その他法律に基づき委員会に属させられた事務

#### 4 組織等（第一条関係）

- (一) 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織するものとする。
- (二) 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。
- (三) 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるものとする。
- (四) 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができるものとする。

### 九 雑則に関すること（第二条関係）

#### 1 適用範囲

この法律の一定の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報をを用いて

作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても適用するものとする。

## 2 外国執行当局への情報提供

個人情報保護委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができるものとする。

## 十 罰則に関する事（第二条関係）

個人情報取扱事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくは従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

## 十一 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。

## 第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

### 一 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備（第四条及び第五条関係）

1 個人情報保護委員会の設置に伴い、特定個人情報保護委員会に係る規定を整備等するものとすること。

2 個人情報取扱事業者の範囲が拡大することに伴い、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に係る規定を整理等するものとする。

二 個人番号の利用範囲・情報連携の範囲の拡充等関係（第六条関係）

1 地方公共団体が行う独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするものとする。

2 医療等分野その他の分野における個人番号の利用範囲・情報連携の範囲を拡充するものとする。

三 金融分野における個人情報の活用（第七条関係）

預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において個人番号を利用できるものとする。

四 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。

### 第三 附則

#### 一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

#### 二 経過措置等（附則第二条から第十二条まで関係）

この法律の施行に伴う経過措置等について定めるものとする。

#### 三 その他関係法律について所要の改正を行うものとする。（附則第十三条から第三十七条まで関係）